



かけはし

第9号(平成23年9月1日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部

部長 町田 好正

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

東日本大震災で被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。また被災された住民の皆様のために日夜ご尽力されている市区町村の皆様にも、改めて敬意を表します。

今月は、平成23年度(現年度)未納者への納付書の送付を行う予定です。納付書が届いた方からのご照会は、年金事務所で対応しますので、ご案内をよろしくお願ひします。

機構からの連絡

「年金確保支援法」が公布されました

国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するための『国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(年金確保支援法)』が平成23年8月10日に公布されました。

今回は年金確保支援法の「納付期間の延長(後納納付制度)」と「第3号被保険者期間の取扱い」について説明いたします。



「後納納付制度」について

国民年金保険料が納付できる期間は2年以内となっていたところですが、年金確保支援法(法附則第2条)により、施行日から3年間に限りお申出により納付できる期間が2年から10年に延長されます(後納納付制度)。

これは、将来の無年金、低年金の発生を防止し、国民の皆様の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、平成24年秋(予定)から3年間に限り、国民年金保険料の納付可能期間を10年に延長するものです。

「第3号被保険者期間の取り扱い」の変更

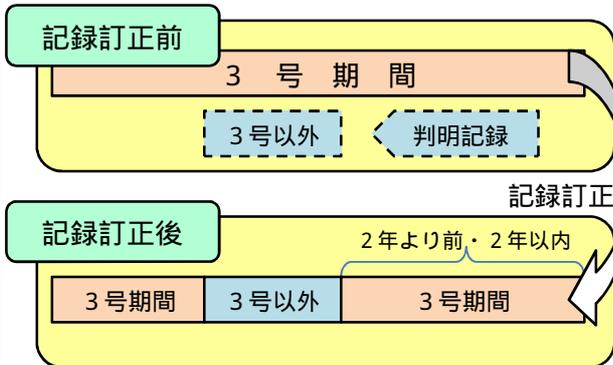
国民年金の第3号被保険者期間に重複する第3号被保険者以外の期間が新たに判明した場合、それに引続く第3号被保険者期間について、3号特例期間の届出以降に保険料納付済期間とする取扱いを改め、届出により保険料納付済期間のままとして取り扱うこととされました。

(届出が必要な書類)

- 「国民年金第3号被保険者(種別変更・種別確認)3号該当届」
 - 「該当期間にかかる生計維持関係を証明する書類」
 - 「第3号被保険者期間に関する生計維持関係申出書」
- は必須。状況により 又は の提出が必要です。

年金確保支援法(3号期間)の代表的な例

パターン1 <年金確保支援法(法附則第2条)>



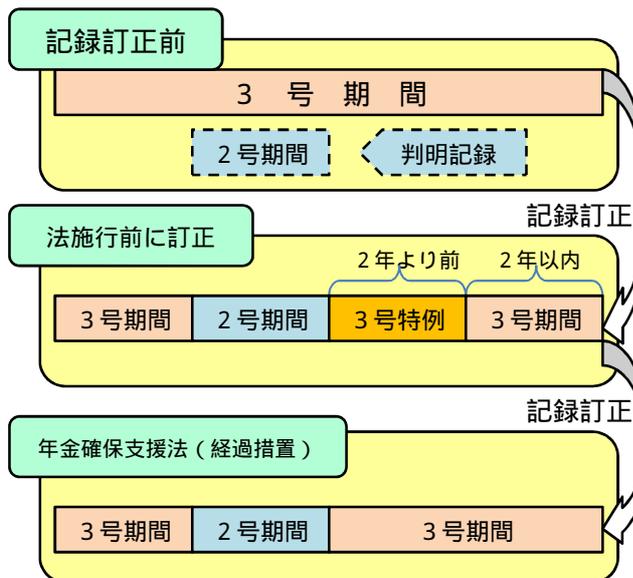
(解説)

左記の場合届出が2年以上遅延した際は、これまでは3号特例届を提出していただき、届出日以降3号納付済期間として認定していました。

年金確保支援法では、3号届(年金確保支援法用)を提出することにより、当初から3号納付済期間となります。

記録が判明した3号以外の期間には、2号期間、1号未納期間、1号未加入期間、海外在住期間が含まれます。

パターン2 <年金確保支援法(法附則第3条:経過措置)>

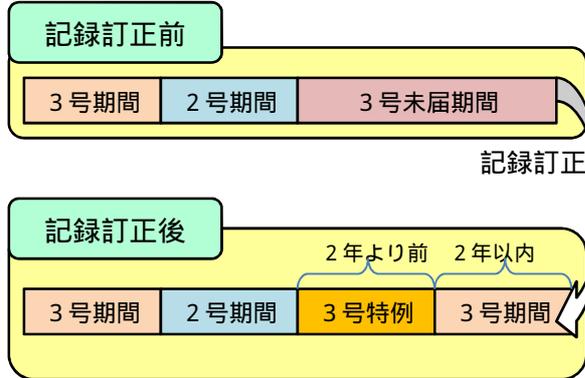


(解説)

3号期間として管理されていた期間で、法施行前に記録訂正したものについても3号該当届(年金確保支援法用)の提出をいただいたうえで、当初より3号期間として認定されず(経過措置)。

該当者については、自動的に抽出できるようなシステムを開発中です。

パターン3 <年金確保支援法の適用なし(3号特例届)>



(解説)

当初より3号期間として管理されていなかった期間又は当初より3号特例として管理されていた期間については、年金確保支援法は適用されないことから、2年以上経過した期間については、これまでと同様に3号特例期間として管理されます。

また、当初より3号特例期間として管理されていた期間に重複する3号以外の期間が判明した場合においても年金確保支援法は適用されません。

年金記録の不備により国民年金の任意加入を行わず脱退手当金を受給された方の取扱いについて

年金記録が正確に把握できなかったために、誤った年金記録に基づいて国民年金の任意加入をしても受給権が得られないと思い、任意加入の申出を行わず、厚生年金保険の脱退手当金を受給された方で、脱退手当金を受給した当時、年金記録が正しく管理されていれば、脱退手当金を受給せずに国民年金の任意加入を行っていたと思われる方は、脱退手当金を受給された当時に遡って国民年金の任意加入の申出(一定の要件に同意する必要があります。)が可能となりました。

このようなケースに該当される方から問い合わせがありましたら、お近くの年金事務所までご連絡ください。

平成22年度の国民年金保険料の納付状況(全国計)

平成22年度の国民年金保険料の納付状況については、納付率(現年度分)は59.3%で前年度比0.7ポイントとなりました。低下幅は、前年度と比べ縮小(2.1ポイント0.7ポイント)しましたが、引き続き厳しい状況です。

なお、年金事務所ごとの納付率をみると、312事務所のうち60事務所で前年度より上昇しました。(前年度は312の全ての事務所で低下となりました。)

<過年度分の納付率>

- 平成20年度分納付率 66.8%
(平成20年度末と比較し+4.8ポイント)
(平成21年度末と比較し+1.8ポイント)
- 平成21年度分納付率 63.2%
(平成20年度末と比較し+3.3ポイント)

